登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月一日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上保安大学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）筒井　直樹

（変更後）澤井　幸保

三　変更年月日　令和八年四月一日

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和８年４月１日　北陸地方整備局長　高松　諭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	石川県鳳珠郡穴水町此木壱100番１から石川県七尾市高田町井36番１まで

２　指定する期日　令和８年４月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年４月１日　北陸地方整備局長　高松　諭

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	石川県鳳珠郡穴水町此木壱100番１から石川県七尾市高田町井36番１まで

２　指定する期日　令和８年４月１日

中部地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　中部地方整備局長　森本　輝

(一) 道路の種類	一般国道一号
(二) 路線名	
(三) 占用を制限する区域	岡崎市本宿町地内
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所	中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

中国地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　中国地方整備局長　杉中　洋一

(一) 道路の種類	一般国道二号
(二) 路線名	
(三) 占用を制限する区域	廿日市市宮島口一丁目九〇八六番１地内 東広島市西条町寺家字板橋１〇〇二四番六から同市八本松南八丁目二三番二五まで 東広島市西条町御薗宇字竹之鼻１〇八三番二から同市西条町御薗宇字道照一四四六番一まで 廿日市市大野字鳴川八七七七番五から同市大野字下灘八四一一番１まで
(四) 制限の対象とする占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和八年四月一日
(七) 図面縦覧場所	中国地方整備局及び同局広島国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年四月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月一日　中国地方整備局長　杉中　洋一